号に掲げる特定株式等にあつては、当該適用連結事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（当該適用連結事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該特定会社の株式若しくは出資（以下この項及び次項において「特定株式」という。）で積立期間内における設立若しくは資本金の額若しくは出資金の額の増加に伴う払込み若しくは合併、分社型分割若しくは現物出資（次項第一号において「設立等に伴う払込み等」という。）により交付されるもの又は当該特定会社に対する貸付金に係る債権（以下この項及び次項において「特定債権」という。）で積立期間内における貸付けに係るもの　当該連結事業年度において当該特定株式又は特定債権の取得（当該計画の認定を受けた日以後最初に当該特定事業再編が行われた日（次号及び次項第二号において「最初特定事業再編実施日」という。）前の取得を除く。次項第一号において「特定取得」という。）をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　当該連結事業年度が当該最初特定事業再編実施日を含む連結事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、指定期間のうち産業競争力強化法の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの期間（以下この項において「特定期間」という。）内に計画の認定を受けたものが、平成二十六年四月一日を含む連結事業年度において次の各号に掲げる株式若しくは出資又は債権につき当該各号に定める事実がある場合において、当該株式若しくは出資又は債権（以下この項において「特定株式等」という。）の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該事実がある連結事業年度（以下この項において「特例適用連結事業年度」という。）において当該特定株式等（合併により合併法人に移転するものを除く。）の取得価額（第二号に掲げる特定株式等にあつては、当該特例適用連結事業年度終了の時における帳簿価額）の百分の七十に相当する金額（特定期間内の日を含む各連結事業年度のうち平成二十六年四月一日前に終了した連結事業年度（同日前に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下この項において「特例対象連結事業年度等」という。）又は当該特例適用連結事業年度において当該特定株式等（第一号に掲げるものに限る。）の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該特例対象連結事業年度等又は当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額（当該特例対象連結事業年度等が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額）に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該特例適用連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該特例適用連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　特定株式で特定期間内における設立等に伴う払込み等により交付されるもの又は特定債権で特定期間内における貸付けに係るもの　特例対象連結事業年度等において当該特定株式又は特定債権の特定取得をし、かつ、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

二　最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式又は特定債権　特例対象連結事業年度等が当該最初特定事業再編実施日を含む事業年度である場合において、当該特定株式又は特定債権を当該連結事業年度終了の日まで引き続き有していること。

3　第一項又は前項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の認定特定事業再編計画に係る第一項に規定する積立期間内の日を含む各連結事業年度のうち最後の連結事業年度（当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）後の各連結事業年度終了の日において、前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該各連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度。以下この項において「前連結事業年度等」という。）から繰り越された特定事業再編投資損失準備金の金額（当該各連結事業年度終了の日において同条第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越されたこれらの規定の特定事業再編投資損失準備金の金額（以下この項において「単体特定事業再編投資損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、当該各連結事業年度終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）がある場合には、当該認定特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額については、当該基準連結事業年度等の終了の日における当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを六十（当該特定会社が第一項に規定する政令で定める目標を達成した場合には、当該積立期間開始の日から同項に規定する政令で定める日までの期間の月数を勘案して政令で定める数）で除して計算した金額（当該金額が前連結事業年度等から繰り越された当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額を超える場合には、当該特定会社に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の三第一項又は第二項の特定事業再編投資損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、当該連結親法人又はその連結子法人のその該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　産業競争力強化法第二十七条第二項又は第三項の規定により認定特定事業再編計画の認定を取り消された場合　その取り消された日における当該認定特定事業再編計画に係る特定事業再編投資損失準備金の金額

二　当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等（第一項及び第二項に規定する株式若しくは出資又は債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部を有しないこととなつた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなつた特定株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額）

三　合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に当該特定事業再編投資損失準備金に係る特定株式等を移転した場合　その合併の直前における当該特定株式等に係る特定事業再編投資損失準備金の金額